

中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援 業務改善助成金活用しませんか？

業務改善助成金とは？

事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。

事業場内最低賃金の
引き上げ計画・申請



設備投資等の計画・申請
機械設備導入、コンサルティング、
人材育成・教育訓練など

計画承認・実施

最大600万円
助成金が受け取れる！

※ 事業場内最低賃金の引上げ計画と設備投資等の計画を立てて申請いただき、交付決定後に計画どおりに事業を進め、事業の結果を報告いただくことにより、設備投資等にかかった費用の一部が助成金として支給されます。

助成上限額・助成率

対象となる設備投資

事業場内最低賃金引き上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額 (事業場規模30人未満の事業者)	経費区分	対象経費の例
30円以上	10人以上の場合※ ※引き上げる労働者数によって助成上限額が変動	最大130万円	機器・設備の導入	・ POSレジシステム導入による在庫管理の短縮 ・ リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
45円以上		最大180万円		
60円以上		最大300万円	経営コンサルティング	国家資格者による、顧客回転率の向上を目的とした業務フロー見直し
90円以上		最大600万円	その他	顧客管理情報のシステム化

※ 10人以上の上限区分は、**特例事業者**が、10人以上の労働者の賃金を引き

特例事業者とは？

中小企業の資金繰りを改善すべく 「約束手形」決済60日に短縮・廃止へ

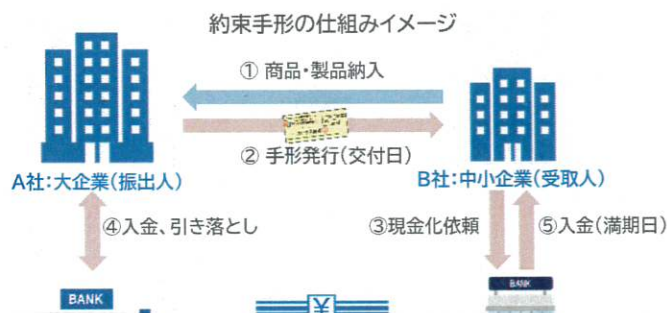
約束手形とは、期日までに決められた金額の支払いを約束する有価証券の1つです。約束手形の代金を支払う側を「振出人」、代金を受け取る側を「受取人」と呼びます。手形を発行することは「振り出し」といい、振出人が受取人に対して約束手形を振り出すことで、現金での代金決済の代わりにすることが可能です。

現在の約束手形は、振出人のメリットの方が多く受取人にとっては**大きなリスクを伴うケースが多い！**

約束手形の代金を支払う側メリット◎	約束手形の代金を受取る側デメリット△
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 支払いを先延ばしできることで資金調達のための期間が猶予できる ✓ 取引に利子がかからない ✓ 会社が社会的信用を得られる 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 入金が遅い ✓ 郵送料の負担を求められるケースがある ✓ 取立手数料を支払う必要がある

改正
1

2024年11月から適用予定
②～⑤にかかる日数を120日→60日に短縮



改正
2

2026年までに約束手形が利用廃止される！



2026年度末まで全面的な電子化の方針を示す

電子化活用のメリット

	業務負担軽減	現物管理不要 リスク低減	コスト削減
支払側	手形の発行や郵送作業などの事務負担軽減	ペーパーレス化により紛失・盗難、災害などの心配がない	郵送料や手形帳代金不要